

平成19年12定総務企画常任委員会

亀井委員

まず、出納長の給与の減額についてお尋ねしたいと思います。

今定例会におきましては、出納長の給与を減額するという内容の条例案が提案されておりますが、その経過、また減額を判断するに至った理由等について、細部を確認させていただければと思います。

はじめに、法律が具体的にどのように変わったのか、それを教えていただけますでしょうか。

人事課長

出納長の制度につきましては、地方自治法の改正がございました。地方自治法の中に、出納長を1人置くというふうな規定がございましたが、それを会計管理者というふう置き換えがされております。ただ、現に存在する出納長につきましては、附則第3条の「従前の例による」という規定で、存続することが許されているところです。

亀井委員

具体的に法律の中で変わったこともあるとは思いますが、若しくは知事の権限にゆだねるところもあるとは思いますが、給与を減額するほど仕事量が変わるかという、この辺はいかがでしょうか。

人事課長

給与と仕事量の関係のお尋ねであります。まずお断りしておきたいのは、このたびの減額は仕事量が減少したので減額をするということではございません。ただ、仕事量について一応申し上げますと、そもそも仕事量を何でとらえていいのかということは、なかなか難しいところがありますので、現の出納長のこの任期の中で、明確に生じた変化ということでお答えをさせていただきます。

まず、出納長の業務としまして、工事請負契約の締結や補助金の交付決定において、法令違反がないかどうかということを確認する会計審査の仕事がございます。出納長に回ってきた書類に決裁をするわけですが、その決裁をするものについて、平成19年度から効率的、限定的に行ってもらうために、出納長の決裁権限について、1件2億円以上から1件5億円以上に特化したしました。

これによりまして、過去のデータから推計して、年間決裁件数が500件あったものが、300件に減少するというふうな見込みを立てております。実際にどれだけ減るかは、年度途中で執行中ですから、まだデータが出てはおりませんが、大体見込みとして6割から7割程度へと減少するであろうというふうに考えております。

また、出納長の業務に、そのほか団体の幹事等の業務がございますが、これは出納長の制度が廃止されているということと、団体が指定してきている任期等の関係がありますので、順次交代していくということをしていまして、現在2団体の交代が終わっております。

さらに、会議、行事への出席といった仕事があるわけですが、これについては、出納長だけではなくて、知事が出席する行事は副知事へ、副知事が出席する行事は部長へ、部長が出席する行事は課長へと、こういう見直しを全庁で進めておりまして、出席するものは絞っていきこうといった流れがあります。

加えて、出納長の制度が廃止されましたので、全国出納長会議や関東ブロック会議だとか、県内の出納長会議みたいなものが廃止されたということがありまして、出納長については、その会議の出席がかなり減少しているといったことがあります。

具体的には、平成 18 年度には 28 の行事、会議があったものが、平成 19 年度は 18 へと減少する見込みとなっております。

以上が主な変化で、冒頭お話し申し上げましたように、確かに仕事量が減っておりますが、御理解いただきたいのは、仕事量の変化をとらえて減額の条例を提案しているわけではございません。出納長の職務の変化、それから職務の特殊性の変化をとらえて減額を判断して、条例案を提案しているということを御理解いただきたいと思っております。

亀井委員

決裁権限も 2 億円以上から 5 億円以上変わったということで、その幅の部分でも仕事量が減ってくるということも理解できました。

今の御答弁ですと、仕事量ということを前提として、給与の減額を提案したのではないということですが、名称が出納長から会計管理者へと変わることによって、職責も変わっているのですか。職責は変わっていないように思うのですが。

人事課長

出納長の職務権限につきましては、従前も現在も県の会計事務をつかさどるということでありまして、この点について変更はございません。

先ほど、決裁件数が 500 件から 300 件に減少する見込みだというお答えをしましたが、職責という観点でこの数字を見ますと、出納長は自分で決裁しない少額の支出も含めて、県の会計全体の支出に責任を負っているということがありますので、決裁権限が変更されたとしても、出納長本来の職責が減少したとは言えないと考えております。

では、何が変化したのかと申しますと、出納長制度というのは昭和 22 年に発足をしたものでございますが、この間、徐々に会計事務の電算化が進んできていて、特に近年、それが顕著に進展しているということがございます。これによって、人間作業につきもののケアレスミスがかなり減少しているということが 1 点ございます。

また、制度発足時には出納長に頼っていた会計チェック機能でございますが、これについて監査制度が様々充実されたこととか、それから情報公開制度の充実をされたということで、多面的にチェックされるようになってきているということで、出納長の実質的な役割が大きく変化をしているというふうな考え方でございます。

このことは、県で考えたというよりも、第 28 次地方制度調査会の方から提言がされました。出納長の事務は必ずしも特別職である必要はなく、会計事務の適正な執行を確保することは可能であるということが提言されまして、それに基づいて地方自治法が改正されたということでもあります。

こうした理由で出納長の制度が廃止されたものでありまして、本県においても、近年、出納長の職務、職責は低下したということでもあります。全国的にも出納長が廃止されて、一般職に置き換えられているという例が多くございます。出納長の職務、職責が低下したといった認識が、全国的な認識であると、このように理解をしております。

亀井委員

給与を減額する理由を、もう1回整理して簡潔にお答えいただけますか。

人事課長

整理いたしますと、出納長の給料というものは、特別職報酬審議会に諮ってから決定をし、条例を改正していくという手続を踏むことが必要でありますので、この審議会が出納長の職責と職務の特殊性に照らして検討を行っていただきました。ただ、ポイントの一つとしまして、この審議会が出納長の現給料を決めたのが平成7年のことであります。それから12年経過しております、この12年間の変化を見て給料を定めようとしたのが、このたびの審議会の考え方です。

この観点で、10年余りの出納長の職責を見ましたところ、平成11年度に新会計システムが導入されていて、明らかに本県の出納事務の電算化が進展しているという点、それから、先ほど申しました地方自治法が改正されて出納長制度が廃止されている点、これは非常に重たいという見方をされました。

全国的には既に39都道府県で出納長制度の廃止をされておりますが、平成20年5月までに更に4団体を廃止する予定でして、現在の会計事務は一般職の職責で足りるという判断が全国的にされているということも重視されております。

以上3点をもって、特別職報酬審議会から減額の答申をいただきまして、それに基づいて引き下げの条例を提案したという経緯でございます。

亀井委員

では、次の質疑に移らせていただきたいと思います。

総務部から神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例の説明がありましたが、今回の総務部と企画部の再編については、知事の答弁において、企画部の政策機能を強化し、財政部門との一元化を図るものであり、政策の早期事業化を図ることを大きなねらいとしていると説明されました。政策の早期事業化を図るということは、反面、事業化に向けたチェックが十分に行われないといった懸念も出てくるので、そういった観点から何点かお伺いしたいと思います。

まず、企画部の政策機能を強化し、財務部門との一元化を図るということですが、そういったメリットがあるのか、お尋ねしたいと思います。

行政システム改革推進課長

再編によりまして、同一の部局で政策調整と予算編成の手続を相互に並行して進めることができるという仕組みが構築されるわけでございますので、政策調整の段階から財政動向も踏まえた議論を行う、あるいは事業化に向けた課題の早期抽出を行う、こうした中で予算編成までに双方からチェックを行ない、事業の熟度を上げることができません。その結果として、政策の早期事業化を着実に進めることができ、これが大きなメリットであるというふうに考えております。

亀井委員

メリットはよく分かりましたが、今回の再編で、財政部門と政策部門が一つの部になります。今まで総務部と企画部に分かれていたものが、今度は政策部ということで一つの部になるわけです。そうすると、今まで2人の部長がチェックしていたところが、1人の部長がチェックすることになります。なおかつ、同じ部の中ですから、チェックが甘くなるというか、政策をすぐに通すような方向性に変わるように思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

行政システム改革推進課長

今のお話のとおり、政策部長が政策調整、予算編成を全部担うという形になるわけですが、そこに至る過程といたしまして、今の枠組みでいう、政策課長あるいは財政課長による調整というものと、基本的には同じ形の手続として調整が行われていくということです。そういった面でのチェック体制というのは担保される部分であると思っております。

それから、逆に1人の部長が関与することによって、継続的に審議ができるようになりますので、そういった効率性という部分も私どもは重視をしているわけでありまして。

亀井委員

そういうふうな考え方もあるとは思いますが、チェックの機能として、総務部長と企画部長の2人の目をなくして一つになるのは、心配な面があるというふうに思います。別の聞き方をさせていただきますと、今回、政策部として、部としては総務部より上に位置付けられています。そうすると、客観的な見方として、そういう政策、財政の方が上で、総務部の中にある人事の方が下なのかというふうに思っています。ということは、人事が言いなりになってしまうのではないかという懸念もあるのですが、その辺はいかがですか。

行政システム改革推進課長

部の建制順につきましては、旧来は地方自治法に基づきまして、いわゆる総務部からはじまる例が出されておりましたので、各都道府県は同じような建制順をとっておりました。最近では、地方分権改革が推進されてきた中で、やはり自らの責任と判断で政策を立案していくといった動きなり、そういった機能を強化していくという流れが他の都道府県においても見られるところがございます。そうした意味合いも含めて、今回は政策部を建制順としては一番目にしたということがございます。

ただ、その政策を具体的に事業化していくというときには、財政面、あるいは人事面からの組織、人事の配置を、当然一体として行っていかなければならないということがございます。そういった意味での編成機能というのは、もちろん総務部には残るわけですが、建制順の上下というような考え方自体、私どもは持っておりません。建制順で総務部が下になるから総務部としての機能が弱くなるといった考え方はないし、そういう運用をしていくつもりはございません。

亀井委員

では、もう1回、確認のために聞きますが、政策と財政が一緒になり、条例制定を含めて政策がどんどん打ち出されていくことによって、人事面が陰に隠れるような、そういう弊害はないということでしょうか。

行政システム改革推進課長

総務部におきましても、人事課を含めて私ども行政システム改革推進課が、行政運営全般について全庁的な調整を引き続きやらせていただきますので、そういった御懸念のないように運用していかねばいけないというふうに考えております。

人事課長

政策を形成する上で、財政課が予算を取りまとめているときに、人事課との協議事項というのがございます。そこでは、予算をつくるつもりだが人が配置できるのか、こういうことを聞いてまいります。かなり小さな事業にまでそういう調整をしているのが現状でありまして、そうした人事課と財政課の協議というものは、今後も部が離れたとしても同じように続けてまいります。これは、予算があるからではなくて、職員の定数というものがあまして、それも削減目標に向かっているという中で、効率的に人事を配置するにはどうしたらいいかという別の観点から検証させていただいています。

亀井委員

財政部門と政策部門が一緒になって人事が引っ張られていくと、何かイニシアティブがそちらに移ってしまうような懸念があります。そういうことがないように意識改革して、チェック体制を確立していかねばいけないというふうに思いますので、是非よろしく願いいたします。

では、別の観点でお聞きしますが、9月定例会では、修正をした形で多選禁止条例が可決されました。総務省の方から懸念があるような形のコメントがありつつも、知事の肝入りとして可決されたわけです。

あれだけ力を入れるということは、実は知事は、自分で知事の権力は絶大だということを体感していると私は思いました。だから、自分で自分の権力を抑制するために、条例が必要だと思ったから、あのような本当に執念というような形で多選禁止条例が可決されたというふうに思うんです。ということは、知事の権力、特に庁内における知事の権力は絶大ですから、別に組織再編しようがしまいが、つるの一声で何とでもなってしまうのではないかというふうにも思います。ですから、具体的にどれだけ組織再編をしたら、具体的にその迅速性とか効率がアップするのかということを、お聞きしたいと思えます。

行政システム改革推進課長

今回の総務部と企画部の組織の再編というのは、ある意味では全庁的な内部管理の調整機能というのを、より効果的、効率的にやっつけようというものでございます。総務部、企画部がかかわる部分と、それぞれの事業部局が直接管理をする部分というのがあるかと思いますが、今回、全庁的な政策形成を行っていく中での一番重要な政策と、そ

の裏付けとなる財政とを、より緊密にやっつけようという基本的な枠組みをつくらせていただきたいというふうに考えております。

亀井委員

具体的に今までとどう違うのですか。どのぐらいのスピードアップが図られるのでしょうか。

行政システム改革推進課長

具体的に一つの事業ということではなくて、県の基本的な運営のやり方が問われている部分でございます。今の時点で、例えば政策調整を行っている作業が何時間縮減されるとか、財政の予算調整について何人分の業務量が減るといったことを議論してきたわけではございませんので、お答えが難しい部分もあります。今、別々にやっている予算調整と政策調整が、今度は並行して進むことによりまして、政策課と財政課、それから各部局でそれぞれ提案をしている職員にとっては、改めてその作業をやり直すということがなくなりますので、そういった意味での業務量というのは、効率化、削減を図ることができるというふうに考えております。

亀井委員

そのぐらいのことだったら、別に組織再編しなくてもいいのではないかと思います。私だけではないと思います。何かそういう答弁ですと、実は知事は、今回の組織再編をステップにして別の意図があるのではないかとこのことまで考えてしまいますが、どうでしょうか。先ほど組織再編のメリットについてお話いただきましたが、机上のことだけなら、簡単に効率アップするということは言えます。何のための組織再編なのかということにもなりますから、それを具体に出していただきたいと思います。

行政システム改革推進課長

大まかな部分については参考資料として提示をさせていただきましたが、個々の部分については、システムも含めて、これから詳細に詰めていく部分がございます。そうした中では、当然合理化される部分というのも明らかにしていかなければならないし、数字も出していかないとけないというふうには思っておりますが、現時点におきましては、まだ基本的な枠組みを協議している状況でございますので、そういった御意見を踏まえまして、これから詳細については詰めていきたいと思っております。

亀井委員

では、よろしく申し上げます。

次に、また角度を変えますが、総務部組織変遷図というのが手元にありまして、これを見ますと、昭和 20 年代から知事室、知事公室と呼んでいたときもあるようですが、知事室が独立していて、次にまた総務部として一緒になって、また知事室として独立して、また一緒になるという、何か迷走している感じを受けます。今回の組織再編の前は、昭和 43 年 10 月 1 日から昭和 52 年 5 月 15 日まで、知事室が独立していました。そこで

お聞きしたいのですが、昭和 52 年 5 月 15 日までに独立していたものを、なぜ総務部としてまた一緒にしたのですか。

行政システム改革推進課長

昭和 52 年は現在の総務部と企画部の原型ができた年でございます、そのときには確か部外にあった知事室を総務部に入れたり、総務部にあった市町村課等を企画部に移し、企画部から県民部が独立するなど大きな改革を行った年でございます。そのときには、明確に知事室を目的意識を持って、持ってきたというより、部局全体を今のような形で再編をしていく中で、総務部の機能に含めたというふうに認識しております。

亀井委員

理由付けとしてはそれだけですか。それも詳しく分かれば、また後ほど教えていただければと思いますが、次に移らせていただきます。

今回、組織再編することによって、迅速性と効率性を担保すると知事はおっしゃっているわけですが、今回の組織再編をやることによって、財政的な負担を軽減すると考えてよろしいのでしょうか。迅速性とか効率性がアップしたことによりコストパフォーマンスが低下するということになる、意味がないと思うのですが、財政的な負担も軽減できているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

行政システム改革推進課長

先ほど御答弁いたしました、いわゆる予算調整の部分で直接的に関係する部分については、一定の効果というのはあると思います。それから、もう一つは、実際に個々の事業化について議論をしていく中で、早い段階から財政面からもチェックしていくといった形になりますので、トータルすれば、そうした財政的な予算化していく上での効率性というものは図られていくというふうに考えております。

亀井委員

最後に要望としまして、今申し上げましたように迅速性とか効率のアップはもちろんですが、チェック機能が低下しないようにしていただきたいと思います。もう一つは、コストパフォーマンス、これをしっかりと加味した上で組織再編に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自治基本条例について質疑をさせていただきたいと思います。

企画部から、「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案に係る県民参加等の状況についての報告がありましたが、条例素案に対する県民や市町村の意見と、それらに対する当局の考え方を中心に何点かお伺いしたいと思います。

まず、自治基本条例を制定する趣旨、なぜこの時期に制定するのかについて改めてお伺いしたいと思います。

広域行政課長

まず、自治基本条例を制定する趣旨でございますが、本年 4 月に地方分権改革推進法が施行されまして、分権改革が本格化してまいりました。こうした中で、国から地方へ

の権限移譲が進んでまいりますと、いわゆる団体事務が拡充されてまいります。そういたしますと、自らの頭で考えて自らが責任をとるという、自己決定、自己責任の態度というものが一層求められてきているのではないかと考えております。

団体事務の拡充が分権改革で進む一方で、憲法や地方自治法で規定している地方自治の本旨を支える住民自治を、更に進めていくという視点に立った県政を一層推進することが大切でございます。そういったことを目的に、自治の基本ルールをこの自治基本条例で制定しようとするものでございます。

また、この時期になぜ制定するのかということでございますが、現在、第2期地方分権改革を進めておりますが、この時期にこれまで分権改革をリードしてまいりました先進県とも言うべき神奈川県におきまして、県民の皆様が望む地域社会の実現を目指すために、住民自治に根ざした自治の仕組みを制度として確立するということは、正に時宜を得た取組ではなかろうかと考えております。

亀井委員

10月から11月にかけてパブリック・コメントが行われたと思いますが、率直に言って、県民、市町村の方々の反応、御意見はどんな状況だったのでしょうか。

広域行政課長

このたび実施いたしましたパブリック・コメントは42日間ございましたが、まだ柔らかい段階で県民の皆様幅広く御意見をいただくという視点から御提示をさせていただきました。県民、市町村の方を合わせて700件を超える、大変多くの御意見をいただきました。この条例素案をつくる前に、有識者がつくる神奈川県自治基本条例検討懇話会からも250件ほどの御意見をいただいておりますので、それらを合わせますと全体としては1,000件近い御意見が集まったということでございます。

いただいた御意見を詳細に見てまいりますと、県民の皆様からは、新たな制度として条例に位置付けようとしている県民投票制度について、多くの御意見が寄せられました。それから、市町村の皆様からは、政令指定都市を含む八つの地域に私どもが出向いて、この条例素案について説明したわけではありますが、市町村への権限移譲ですとか、あるいは県と市町村との協議機関について多くの御意見が寄せられました。

こうした流れを見てみますと、自治基本条例に対する県民の皆様あるいは市町村の関心、意識といったものは、大変高いものがあるというふうに感じているところでございます。

亀井委員

今回、神奈川県として自治基本条例を制定するという議論になっていますが、市町村でも基礎自治体として自治基本条例を制定しているところもありますし、これからもどんどんできるものと思います。他の基礎自治体の自治基本条例と本県の自治基本条例が抵触するようなことというのはないのでしょうか。もしあったとしたら、どういうふうな対処をするのかということを知りたいと思います。

広域行政課長

まず、本県が制定に向けて取り組んでおります自治基本条例でございますが、基本的

な考え方につきましては、これは神奈川県という地域のすべてにおける自治の全般そのものを規定するという考え方に立っているわけではございません。神奈川県という広域自治体における県政の運営部分について定めようとするものでございます。

したがって、県が自治基本条例を制定することによりまして、市町村の自治の中身に立ち入るとか覆いかぶさるとか、さらには踏み込んでいくと、こういったことを意図しているものではございません。言い換えて申し上げますと、市町村が制定しようとする自治基本条例、あるいはまちづくり条例などと呼び方はいろいろありますが、一般的には市町村と住民との関係を規定するものでございます。私ども県の自治基本条例につきましては、県と県民との間、それから県と市町村との関係から、広域自治体としての自治を規定するものでございますので、規定の対象に違いがございます。制度上、基本的には市町村の自治に影響を与えるというものは想定していないところでございます。

仮にお話のように、市町村自治への影響を懸念する声がある場合は、私どもとしては、決してそのようなことはないということをしっかり御説明し、御理解いただくような形で引き続き努めてまいりたいと考えております。

亀井委員

住民投票のことでお話ししますと、市町村によっては、例えば住民投票できる年齢が、16歳とか18歳とかばらばらです。県としての県民投票に対するスタンスとしてお聞きしたいのですが、今どのようなことを考えているのか、お答えいただけますか。

広域行政課長

県民投票制度についてお話があったわけですが、その前に、県がつくる自治基本条例と市町村がつくる自治基本条例との抵触の関係については、それぞれの対等協力が地方分権一括法に定められておりますので、団体自治に加えて住民自治を拡充しようとする、それぞれに特色が出てまいります。それぞれの自治のルールに従って条例制定権を拡大した取組がそれぞれなされてきているというのが、一つ前提としてございます。

そうした中であって、県民投票についてのお話であります。基本的には多様な県民ニーズを県政運営に反映させるということで、議会制民主主義を補完する制度として、究極的な県民参加の手段としてとらえているわけでございます。市町村は、そのまちづくりに生かすための意見として住民投票を使うということではございますが、本県としましては、これから広域自治体である県として、どのように県民投票を実施していくかということは固まっていないわけでございますので、そういう御意見を頂戴しながら、県としての県民投票制度の中身について今後議論してまいりたいと考えております。

亀井委員

投票事項ですとか投票に係る広報、投票資格者という具体のことについてはまだこれからということでもよろしいのですね。

広域行政課長

御指摘のとおりでございます。

亀井委員

これは私のイメージですが、県民投票は、その要件とか投票する機会など、結構厚みが出てくるという感じがします。自治基本条例と同じぐらいの厚みが出て、県民投票というのがそういう一つの情報としてできてしまうということもありますので、自治基本条例の中でどのようにバランスをとるのかということも、しっかり考えていただいて、国で言えば国民投票法が別にあるように、別に制定するということも含めて検討していただきたいと思います。

次に、この自治基本条例というのは、地方自治の憲法、若しくは最高法規であるというふうに言われていますが、この最高法規性を担保するという点に関しては、どのように考えていらっしゃいますか。

広域行政課長

日本国憲法では、すべての法令に優先するという考え方を明記してございますから、憲法が最高法規となりますが、条例につきましては相互に優劣関係はございませんので、尊重義務規定ということで設けようとするものでございます。

ただ、最高法規というものから、尊重義務ということで、何となくランクを一つ下げたような印象ということもあろうかと思えます。実際に、この尊重義務を守るためには、自治基本条例の住民自治を拡大しようというスタンスから申し上げましても、職員の意識改革はもとより、県民や市町村の方からの御理解を賜りながら、この条例を支えていただくという取組も必要であると思っております。

もう一つは、有識者による神奈川県自治基本条例検討懇話会から、この条例は理念条例だが、これを監視するための仕組みが必要なのではないかというお話もいただいたところであります。ある委員の意見としましては、自治基本条例の理念の確保をしていくためには、議会の監視機能が重要な意味を持つというふうなお話も頂戴いたしました。

こうした点も重視しながら、今後、尊重義務が事実上確保されるために、庁内で研究をしてまいりたいと考えております。

亀井委員

議会の監視機能ということからすると、そのように思いますが、最高法規として一般的にとらえられている自治基本条例と普通の条例について、例えば改正する手続が一緒だったりすると、自治基本条例が他の条例によって変えられてしまうというか、効力を薄くされてしまうというふうな危険性があると思えます。改正要件等を厳しくしてもいいのではないかと思います。この点はいかがですか。

広域行政課長

自治基本条例ということで、「基本」という名前が付いてございます。同じく「基本」という名前が付いている条例に神奈川県環境基本条例がございまして、自治基本条例の方は憲法と同じように、前文に、この条例の目的に先立って理念を盛り込んでございます。改正のハードルを高くして、ほかの条例と違う形でこの条例の位置付けを考えられないかという話もあるわけですが、現行法規の中では、条例提案それから議決の案件につきましても地方自治法で定めておりますので、条例の運用管理等につきましては、例

えば情報公開ですとかあるいは総合計画ですとか、そうしたものがこの理念に沿ってきちんとなされているかどうか、こういう個々の評価というものを積み上げて、内容を確認しながら進めていくということにより、一つの仕組みとしては考えられていくものと考えております。

亀井委員

突っ込んだ話で申し訳ありませんが、その地方自治法の規定というのは、どのような内容でしょうか。

広域行政課長

一つの例で申し上げますと、ある都道府県で、この自治基本条例の改正について、3分の2以上の議会の議決を要するという条件を付けるという余地は、基本的には今の地方自治法では考えられていないということです。条例案を提案して、議会の過半数をもって可決すれば、それは有効であるという現行法上の手続を御説明したわけでございます。

亀井委員

そういうふうに条文としてはとらえられるのですが、前回の多選禁止条例のときも法の趣旨からすると無理な部分もあれば、大丈夫な部分もあるということでしたので、法の趣旨をしっかりと考えていただきたいと思います。

では、自治基本条例に関して最後に要望ですが、県民投票の部分とか、最高法規性の担保の部分については、もう一度しっかりと考えていただいて、例えば、ある方の話だと、自治基本条例を改正するのに県民投票を使うというふうな意見もありますので、そうしたことも含めて、いろいろ検討していただければと思います。

では、次の質疑に移らせていただきます。

ユニバーサルデザインについてお尋ねしたいと思います。

さきの9月定例会の代表質問において、我が会派の鈴木ひでし議員から、ユニバーサルデザインの推進に係る県の取組の方向性について質問がありました。知事からは、年度内に指針を策定していくとの答弁があったと思います。

今定例会においては、「神奈川県ユニバーサルデザイン推進指針（仮称）」の素案について報告をいただきましたので、まず確認の意味で、ユニバーサルデザインの定義と考え方について伺います。

政策課長

「ユニバーサル」というのは、「すべての」とか「普遍的な」という意味でございます。それから「デザイン」につきましては、「設計」とか「計画」という意味でございます。そうした二つの言葉を組み合わせたものでございます。アメリカの建築用語から出発しており、日本語訳としては様々ございますが、神奈川県構想・基本構想における定義としましては、「製品や建物、環境を障害、年齢、性別、国籍など、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念」と記載しております。そういった、人が持つ様々な違いを踏まえて対応していこうという趣旨の考え方でございます。

亀井委員

「すべての」とか「普遍的な」という意味があるというふうにお答えいただいたので、少し具体にお聞きしたいと思います。

例えば、こういうユニバーサルデザインという考え方を子供たちにどうやって周知するのか、子供社会にどういうふうに取り入れていくのかということをもっとお聞きしたいと思います。

あと、少子高齢化の影響も考えていらっしゃると思うので、高齢者の人たちにもこのユニバーサルデザインというのをどういうふうに取り入れていくのか、バリアフリーとは別の観点からお聞きしたいと思います。

政策課長

ユニバーサルデザインという言葉自体がまだ一般的でないというところがあります。国の調査でも、バリアフリーについては8割以上の方々が、その言葉や意味も理解しているところです。ユニバーサルデザインの方は、まだ3割程度だと思いますので、普及につきましては、これから積極的に取り組まなければいけないだろうと思います。

具体的にどのような取組方法をとるのかということにつきましては、これから各部局とも議論をしながら進めていきたいとは思っていますが、バリアフリーの場合は福祉のまちづくりということで、かなり県民の皆さんも普及、啓発に立ち上がっております。そうした中でユニバーサルデザインという考え方も徐々に取り入れながら、目指すところは同じでございますので、普及、啓発を図っていきたく思っております。子供たちというお話もありましたが、実際、学校教育の中でも、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を行うといった具体的な取組を進めておりますので、様々な場面を通じて、この考えを広げていきたいと思っております。

亀井委員

このユニバーサルデザインには、IT化とかユビキタスの観点を、どのような形で関連付けていくのか、例えばロボット化といったこともありますが、その辺のところも含めてお尋ねしたいと思います。

政策課長

ユニバーサルデザインは、まちづくりについてもそうですが、物づくりなどに関係してくる考え方でございます。またITにつきましても、情報格差というようなこともございますので、そうした中でユニバーサルデザインの考え方を反映した取組等は求められていると思います。

県の取組としましては、例えば県のホームページを作成するに当たって、そうしたユニバーサルデザインの考え方により作成していこうというようなことで、情報バリアフリーのガイドラインなども策定してございますので、それぞれの施策にITを活用するに当たっての基本にはなっていると思っております。

亀井委員

もう一つ具体的にお尋ねしたいのですが、例えばある公園を整備するということが決まったとします。公園のユニバーサルデザインということ念頭に入れた場合に、いろいろな人の意見を聞かないといけないと思います。例えば子供たちもそうですし、老人もそうですし、男女にかかわらず、あと外国人も、健常者も、障害者もそうですが、そういう人たちの意見をどうやって取り入れていくと考えていらっしゃるのでしょうか。

政策課長

今回の指針にも、「推進にあたっての基本姿勢」ということで挙げましたが、やはり導入にあたっての一つの大きな姿勢としては、利用者の意見を重視するという事です。県の施策運営にあたっては、利用者の意見を重視していくという考え方により、これからできるだけいろいろな施策・事業に反映していくということでございます。一つには、今お話がありましたように、公園とか公共施設などの整備にあたっては、当然その利用者の声をできるだけ反映していかなければいけないだろうということで、具体的な県の取組としては、神奈川県福祉の街づくり条例に基づいて、そういう具体的な整備基準等の見直しをしているところです。そうした見直しの中でも、政策推進にあたって高齢者、障害者の意見をできるだけ反映していくプロセスを重視していこうと、そんな観点で具体的な取組方策というのが検討されております。そういった様々な場面において、利用者の声を聞いていくことが非常に大事であるという考えで、これからも進めてまいりたいと思っております。

亀井委員

具体的にはどうでしょうか。どのようにその人たちの意見を取り入れますか。高齢者とか子供たちとか主婦というのは分かりますが、外国人や障害者など、いろいろな人がその公園を使うので、どのような意見の取り入れ方をするのかということ、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

政策課長

具体的なまちづくりにおいて、これまでもそうした意見を反映しながら取り組んできたということは間違いのないのですが、例えば外国籍県民の場合であれば、外国籍県民かながわ会議という外国籍の方が参加している会議もございます。特にユニバーサルデザインとかバリアフリーだけの観点ではありませんが、そうした外国籍県民に対する施策展開の中で広く声を伺うという場面もありますし、先ほどお話ししましたように、神奈川県福祉の街づくり条例につきましては、福祉の街づくり推進協議会というのを設けてございます。これにつきましては、利用者代表で身体障害者の方々、あるいは高齢者の団体の方々が入ってございますし、交通事業者あるいは商工団体の方など、広く県民の方々の意見をいただくという場面がございますので、そうした中で具体的に意見を伺って、反映していくということになろうかと思っております。

亀井委員

何か言葉が先行していて、バリアフリーはよく分かるのですが、ユニバーサルデザインというのは内容的にも定義的にもよく分からない状態であります。なおかつ、例えば道路標識の下に日本語で「一方通行」と書いてあるものは、その下に英語で書いていなければ、外国人にとってはユニバーサルデザインではないのです。

最後に要望ですが、身近なところで具体的にどういう形でユニバーサルデザインというのを浸透させていくかということ、しっかりと吟味してやっていていただきたいと思います。もちろんいろいろな条例があるので、その範囲内でやらなければいけないというのものもあるかもしれませんが、掛け声だけでなく、目に見える形で、本当に住みやすいまちづくりができるような形で検討していただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。